

令和5年12月13日

土木部監理課 入札・契約G
担 当 新田
内 線 5023
外 線 076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

- (1) 環境エンジニアリング (株) 白山市部入道町口40-1
(2) (株) 大栄産業 白山市鶴来本町4-リ102

2 指名停止期間

- (1) 環境エンジニアリング (株)
令和5年12月13日 から 令和6年5月12日 まで (5箇月)
(2) (株) 大栄産業
令和5年12月13日 から 令和6年3月12日 まで (3箇月)

3 指名停止事由

- (1) 環境エンジニアリング (株) は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者が入札参加資格審査に用いた。また、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められることから、県では、同社に対し、令和5年12月13日付けで同法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止67日間）を行った。

- (2) (株) 大栄産業は、経営事項審査において、完成工事高を水増しした虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者が入札参加資格審査に用いた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められることから、県では、同社に対し、令和5年12月13日付けで同法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止45日間）を行った。

以上の事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第15号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
(建設業法違反行為) 15 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内